

第4節 公共事業を行う際の環境配慮指針

本市のすべての公共事業を環境に十分に配慮しながら実施していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を道路・交通や河川・水路の整備など各々の事業別に、また、それぞれの事業特性に応じて示します。

対象事業	事業例
1 各事業共通事項	すべての事業
2 道路・交通整備事業	道路整備事業、鉄道事業、電車・バス運行事業
3 河川・水路整備事業	河川改修事業、河川敷整備事業、水路整備事業
4 下水道事業	下水道事業
5 商業関連事業	商業・オフィス事務・流通業務事業
6 工場等整備事業	工場・研究施設整備事業
7 埋立・港湾整備事業	公有水面埋立事業、港湾施設整備事業
8 農林水産業関連事業	基盤整備、農畜産業
9 水道事業	水道事業

1 各事業共通事項

(1) 全体に関連する事項

- 計画のより早い段階から、開発地域周辺の環境に関する情報を収集します。
- 周辺住民の事業に対する意見を考慮します。

(2) 公害*に関連する事項

- 事業の規模及び立地の選定にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、廃棄物などによる被害を生じさせないよう配慮します。
- 工事中は、大気汚染、粉じん、騒音・振動、濁水による被害を生じさせないよう適切な措置を講じます。(車両の点検整備やアイドリングストップ、粉じんの飛散防止、低騒音型の建設機械の採用など)
- 有害化学物質による健康被害が生じないような建材や工法を採用します。
- 事業実施に伴う自動車交通量の増加などによる周辺に及ぼす影響を極力抑制します。
- 工事で薬剤を使用する場合は、周辺環境への漏えい防止に努めます。
- 開発地付近の地下水利用者を事前に把握し、地下水利用者に事前に説明するとともに地下水障害が発生しないよう十分に配慮します。
- 地下構造物等を建設する場合、又は杭打ち等を行う場合は、地下水障害が発生しないよう十分に配慮して建設します。
- 土地造成にあたっては、土砂流出などを生じさせないよう配慮します。

(3) 資源・エネルギーの有効利用に関する事項

- 工事の際は、省エネルギー（省エネルギー型機器の採用など）や節水に努めます。
- 施設においては、太陽光や風力などを活用した再生可能エネルギーの利用やグリーン電力の導入に努めます。
- 施設には、省エネルギー型の照明機器、空調機器、給湯器等や節水機器の導入に努めます。
- 施設には、コーポレート・ガバナンスシステム*、地域冷暖房システムの導入を検討します。
- 庁舎、公共施設の工事をする際は、不必要的電灯の消灯が効果的に行えるスイッチ回路を設置又は変更します。
- 建築物の設計・建築にあたっては、自然採光や通風しやすい部屋割りや窓などの配置に配慮します。
- 施設の断熱化・長寿命化に努めます。
- 開発区域の表土の再利用・再資源化を検討します。
- 建設材料は、再生材料、又はリサイクル可能なものを積極的に利用します。
- コンクリート用型枠の効率的な使用とともに、使用後のリサイクルに努めます。
- 木材は県産木材の使用に努めます。
- 緑地の維持管理においては、せん定技のコンポスト化*を図るなど、リサイクルに努めます。
- 地域の水循環が確保されるよう、自然面の保全や透水性舗装*などについて検討し、雨水の地下浸透を図ります。
- 雨水を再利用できるシステムの導入を検討し、修景用水、雑用水として利用するなど、雨水の利用に努めます。
- 受注者から提出される関係書類は、グリーン購入された紙類及び文具類とします。
- 受注者から提出される関係書類は両面印刷とします。
- 施設に配置等される消火器、インテリア、寝装寝具等については、グリーン購入されたものを導入します。
- 空き缶、空きびんなどの資源を回収するための場所を確保します。
- 建設廃棄物の再使用又は再資源化に努めます。

(4) 自然環境に関する事項

- 事業の実施にあたっては、緑地、水辺など環境資源を著しく減少させないよう、貴重な植物群落、野生生物の生息地、斜面緑地、海辺などへの影響に配慮します。
- 施設内緑化などを推進し、自然とふれあえる場の確保に努めます。
- 屋上・壁面緑化や駐車場緑化、法面緑化を図ります。
- 現存する表土や植生を保全し活用するとともに、区域内の樹林地は適正に維持管理するように配慮します。
- 生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来生物の侵入や拡散防止に配慮するとともに、生息・生育が確認された場合は、駆除するよう配慮します。

(5) 都市景観・公共空間に関する事項

- 地形、土地利用状況、歴史的背景などを踏まえ、周辺環境などと調和するように施設のデザイン、色彩、形状やオープンスペースの確保などに配慮します。
- 電線の地中化など良好な都市景観の創出に努めます。

2 道路・交通整備事業に係る配慮事項

- 交通流の円滑化を図るため、立体交差や右折レーンの設置などを検討します。
- 二酸化炭素吸収能力の高い樹種による街路樹の整備を検討します。
- 自転車などの利用促進が図れるよう、自転車走行空間の整備を検討します。

3 河川・水路整備事業に係る配慮事項

- 河川、水路などの改修事業にあたっては、水域の適切な水量の確保、水質・底質の悪化防止、水循環の保全に配慮します。
- コンクリート三面張り*は避け、水際については、自然浄化作用*を発揮するような自然に近い構造・工法などの導入を検討します。
- 堤などを建設する場合は、水生生物の生息域確保のために魚道*などを設けることに努めます。
- 瀬や淵、河原の砂地、河畔林などを多様な野生生物の生息環境として可能な限り保全します。
- 河床に湧水のある場合は、湧水が極力止まらないように配慮します。
- 緩傾斜護岸、階段状護岸などの整備や緑化による水辺へのアクセスの向上など親水性に配慮します。
- 河川の堤体、法面などが周辺の景観に調和するよう配慮します。

4 下水道事業に係る配慮事項

- 下水処理水を処理場内で雑用水などに利用するよう努めます。
- 下水汚泥は、バイオマスとして再資源化に努めます。

5 商業関連事業に係る配慮事項

- 排出される生ごみのコンポスト化施設を設置し、コンポストの活用に努めます。
- 流通業務系施設の立地に際しては、貨物自動車の発生集中交通量を考慮した事業計画の立案に配慮します。

6 工場等整備事業に係る配慮事項

- 有害化学物質や油による環境汚染が生じないように、保管、使用、輸送などにおける適正な管理、施設の整備に努めます。
- 排出される生ごみのコンポスト化施設を設置し、コンポストの活用に努めます。

7 埋立・港湾整備事業に係る配慮事項

- 事業の実施にあたっては、潮流変化による地形や底質の変化、水質汚濁、生態系への著しい影響を生じさせないよう配慮します。
- 埋立材によって、有害な化学物質による環境汚染が生じないように配慮します。
- 港湾施設の整備にあたっては、港湾緑地の整備など市民が親しめる水辺の創出やアクセスの確保などに配慮します。

8 農林水産業関連事業に係る配慮事項

- 農業用排水路の整備に際しては、良好な環境整備に努めます。
- 農業生産活動により発生する廃ビニールなどの適切な処理に努めます。
- 林業における間伐材*や端材などをチップ材に利用するなど、有効利用に努めます。
- 化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減するなど、水・土壤環境、生態系の保全に努めます。
- 良好な樹林地や水辺などを保全し、農山漁村の景観の形成に努めます。
- 家畜ふん尿の適正な処理と有効活用に努めます。

9 水道事業に係る配慮事項

- 水源のかん養機能を維持・確保するため、水源に位置する森林の適切な保全に努めるとともに、周辺の土地利用の保全に努めます。
- 有害化学物質や油による環境汚染が生じないように、保管、使用などにおける適正な管理、施設の整備に努めます。